

# 報 道 資 料

平成 2 5 年 7 月 8 日  
総 務 部 総 務 課  
県政情報係 新谷、松石  
直通 0742-27-8348  
庁内内線 2388、2344

## 奈良県情報公開審査会の第 1 5 1 号答申について

行政文書の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問第 1 8 4 号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県知事に対して答申されましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 答申の概要

- ◎ 答 申：平成 2 5 年 7 月 5 日
- ◎ 実 施 機 関：総務部 人事課
- ◎ 対 象 行 政 文 書：〇〇〇〇に係る以下の文書
  - ・ 職員名簿（所属意見）（基準日 平成 2 3 年 3 月 3 1 日）
  - ・ 自己申告書（平成 2 2 年 1 2 月 1 日現在）
  - ・ 人事評価シート（評価対象期間 平成 2 2 年 4 月 1 日～平成 2 3 年 3 月 3 1 日）
  
- ◎ 諮問に係る処分と理由
  - 決 定：一部開示決定
  - 不 開 示 部 分：1 本件職員名簿のうち、「記入者」欄、職員番号、「職種生年月日年齢」欄（職種を除く。）、「住所」欄、「学校学部卒業年」欄、「所見業務遂行面」欄、「所見人物面」欄、「所属意見」欄及び「備考」欄
  - 2 本件自己申告書のうち、職員番号、印影、生年月日、年齢、性別、住所、通勤方法の一部、自動車運転免許の有無、運転の可否、自家用車（二輪含む）通勤の可否、「個人の状況」欄、「家族の状況」欄、「PC対応力（複数選択可）」欄、「資格免許」欄、「県職員である親族等」欄、「希望する研修等」欄、「語学」欄、「職務に対する意見・希望」欄及び「自由意見」欄
  - 3 本件人事評価シートのうち、生年月日、年齢及び職員番号並びに一次評価者及び二次評価者の所属・職及び氏名並びに「一次評価」欄、「二次評価」欄、「一次評価者所見」欄、「二次評価者所見」欄、「健康状況一次評価者記載」欄、「備考」欄、「一次評価者記載」欄及び「二次評価者記載」欄
  
- 非 開 示 理 由：条例第 7 条第 2 号に該当  
個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため  
条例第 7 条第 6 号に該当  
県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
  
- ◎ 審 査 会 の 結 論：実施機関は、不開示とした情報のうち、次の情報を開示すべきである。
  - 1 職員名簿（所属意見）（基準日 平成 2 3 年 3 月 3 1 日）のうち、「記入者」欄
  - 2 自己申告書（平成 2 2 年 1 2 月 1 日現在）のうち、「希望する研修等」欄の 1 行目の 1 文字目から 4 文字目まで、2 行目の 1 文字目から 5 文字目まで、3 行目の 1 文字目から 1 1 文字目まで及び 4 行目の 1 文字目から 8 文字目まで
  - 3 人事評価シート（評価対象期間 平成 2 2 年 4 月 1 日～平成 2 3 年 3 月 3 1 日）のうち、一次評価者及び二次評価者の所属・職及び氏名
  
- ◎ 判 断 理 由：
  - 1 本件行政文書について  
本件行政文書は、実施機関において職員の任免等を所管する総務部人事課が、人事管理を目的として保有している文書であり、実施機関の職員である本件職員に係るものである。  
職員名簿は、実施機関の職員について、業務遂行面での所見、人物面での所見、所属としての意見等を各所属において記入するものであって、職員の能力や適性等を把握することを目的とするものである。  
自己申告書は、実施機関の職員が各年の 1 2 月 1 日現在の職務の状況、適性、職務や研修に関する希望など職員自らが意見を記述するもので、職員の現在の状況や意欲・能力を把握することを目的とするものである。  
人事評価シートは、一次評価者及び二次評価者が、実施機関の職員について、各評価項目についての評価や所見等を記入するものであり、職員の能力、資質等を的確に把握することを目的とするものである。

なお、人事評価シートは勤勉手当率の算定にも利用されている。

## 2 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件不開示情報について、条例第7条第2号又は第6号に該当すると主張しているの、以下検討する。

### (1) 条例第7条第2号及び第6号について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

同条第6号は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって」（前段）、「公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（後段）を不開示情報とする旨規定している。

### (2) 不開示情報該当性について

#### ア 本件職員名簿について

##### (ア) 条例第7条第2号該当性について

実施機関は、職員番号、「職種生年月日年齢」欄（職種を除く。）、「住所」欄、「学校学部卒業年」欄、「所見業務遂行面」欄、「所見人物面」欄、「所属意見」欄及び「備考」欄については、条例第7条第2号に該当すると主張している。

##### i 職員番号

職員番号は、単なる電子計算システム上の番号ではなく、人事管理等の必要上、個々の職員を識別するために付与されるものであり、かつ、職員の共済組合員証（保険証）の番号と同じ番号で統一されている職員個人の私的な情報であることから、条例第7条第2号本文に掲げる「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」に該当する。

また、職員番号は、公にする法令等の規定及び慣行もなく、公にすることが予定されている情報でもないのと同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イに該当しない情報であることは明らかである。さらに、職員番号は、職員に係る情報ではあるが、具体的な職務の遂行と直接の関連を有する情報ではなく、職員の個人情報として保護される必要があることから、同号ただし書ウに該当しない情報である。

したがって、職員番号については、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

##### ii 「職種生年月日年齢」欄（職種を除く。）、「住所」欄及び「学校学部卒業年」欄

これらの情報は、職員個人の私的な情報であることから、条例第7条第2号本文に掲げる「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」に該当する。

また、これらの情報は、公にする法令等の規定及び慣行もなく、公にすることが予定されている情報でもないのと同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イに該当しない情報であることは明らかである。さらに、これらの情報は、職員に係る情報ではあるが、具体的な職務の遂行と直接の関連を有する情報ではなく、職員の個人情報として保護される必要があることから、同号ただし書ウに該当しない情報である。

したがって、これらの情報については、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

##### iii 「所見業務遂行面」欄、「所見人物面」欄、「所属意見」欄及び「備考」欄

これらの情報は、本件職員に係る業務遂行面、人物面等についての評価に係る情報であることから、条例第7条第2号本文に掲げる「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」に該当する。

また、これらの情報は、公にする法令等の規定及び慣行もなく、公にすることが予定されている情報でもないのと同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イに該当しない情報であることは明らかである。さらに、これらの情報は、職員に係る情報ではあるが、具体的な職務の遂行と直接の関連を有する情報ではなく、職員の個人情報として保護される必要があることから、同号ただし書ウに該当しない情報である。

したがって、これらの情報については、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

##### (イ) 条例第7条第6号該当性について

実施機関は、「記入者」欄、「所見業務遂行面」欄、「所見人物面」欄、「所属意見」欄及び「備考」欄については、条例第7条第6号に該当すると主張している。

##### i 「記入者」欄

「記入者」欄には、本件職員について、業務遂行面での所見、人物面での所見及び所属として

の意見等を記入した実施機関の職員の職及び氏名が記載されている。

当該欄に記載されている職員は、本件職員に対して管理監督的地位にある職員であり、人事評価が管理監督的地位にある職員の職務に属することは、その職務の性質上自明であることから、職員名簿の記入者の氏名が明らかにされることにより、当該職務に支障を及ぼすとは認められない。

また、職員名簿の記入者は、あらかじめ定められており、所属における判断によって定められるものではない。さらに、職員名簿の記入者の職及び氏名が秘匿されるべき情報として扱われている状況は認められない。

これらのことから、「記入者」欄は、公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるとは認められないことから、条例第7条第6号の不開示情報に該当しない。

ii 「所見業務遂行面」欄、「所見人物面」欄、「所属意見」欄及び「備考」欄

これらの情報は、実施機関が保有する人事管理に係る情報であり、実施機関の事務又は事業に関する情報であることから、条例第7条第6号前段に掲げる情報に該当する。

また、これらの情報が公にされることが前提となると、評価者が被評価者等の反応を意識し、評価を率直に記載することをちゅうちょする等の状況が生じ、実施機関が職員の能力、適性等を的確に把握することが困難になることが考えられることから、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあると認められ、これらの情報は、条例第7条第6号後段に掲げる情報に該当する。

したがって、これらの情報については、条例第7条第6号の不開示情報に該当する。

(ウ) まとめ

以上のことから、本件職員名簿のうち「記入者」欄は、条例第7条第6号の不開示情報に該当せず、開示すべきである。

イ 本件自己申告書について

(ア) 条例第7条第2号該当性について

実施機関は、職員番号、印影、生年月日、年齢、性別、住所、通勤方法の一部、自動車運転免許の有無、運転の可否、自家用車（二輪含む）通勤の可否、「個人の状況」欄、「家族の状況」欄、「PC対応力（複数選択可）」欄、「資格免許」欄、「県職員である親族等」欄、「希望する研修等」欄、「語学」欄、「職務に対する意見・希望」欄及び「自由意見」欄については、条例第7条第2号に該当すると主張している。

i 職員番号

職員番号については、アの(ア)のiで述べたとおり、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

ii 印影、生年月日、年齢、性別、住所、通勤方法の一部、自動車運転免許の有無、運転の可否、自家用車（二輪含む）通勤の可否、「個人の状況」欄、「家族の状況」欄、「PC対応力（複数選択可）」欄、「資格免許」欄、「県職員である親族等」欄及び「語学」欄

これらの情報は、職員個人の私的な情報であることから、条例第7条第2号本文に掲げる「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」に該当する。

また、これらの情報は、公にする法令等の規定及び慣行もなく、公にすることが予定されている情報でもないので同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イに該当しない情報であることは明らかである。さらに、これらの情報は、職員に係る情報ではあるが、具体的な職務の遂行と直接の関連を有する情報ではなく、職員の個人情報として保護される必要があることから、同号ただし書ウに該当しない情報である。

したがって、これらの情報については、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

iii 「希望する研修等」欄、「職務に対する意見・希望」欄及び「自由意見」欄

これらの欄に記載することとされている情報は、職員個人の意見、主張等、内心に関する情報であることから、条例第7条第2号本文に掲げる「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」に該当する。

また、これらの欄に記載することとされている情報は、公にする法令等の規定及び慣行もなく、公にすることが予定されている情報でもないので同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イに該当しない情報であることは明らかである。さらに、これらの欄に記載することとされている情報は、職員に係る情報ではあるが、具体的な職務の遂行と直接の関連を有する情報ではなく、職員の個人情報として保護される必要があることから、同号ただし書ウに該当しない情報である。

したがって、これらの欄に記載することとされている情報については、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

ただし、「希望する研修等」欄の1行目の1文字目から4文字目まで、2行目の1文字目から5文字目まで、3行目の1文字目から11文字目まで及び4行目の1文字目から8文字目までについては、職員が記入すべき項目について様式にあらかじめ印刷された文字であり、個人に関する情報に該当しないことから、条例第7条第2号の不開示情報に該当しない。

(イ) 条例第7条第6号該当性について

実施機関は、「希望する研修等」欄、「職務に対する意見・希望」欄及び「自由意見」欄については、条例第7条第6号に該当すると主張している。

これらの欄に記載することとされている情報は、実施機関が保有する人事管理に係る情報であり、

実施機関の事務又は事業に関する情報であることから、条例第7条第6号前段に掲げる情報に該当する。

また、これらの欄に記載することとされている情報が公になることが前提となると、職員が忌憚のない意見、主張等を記載することに対して消極的になり、実施機関が人事管理に必要な情報を得られなくなることが考えられ、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあると認められることから、これらの欄に記載することとされている情報は、条例第7条第6号後段に掲げる情報に該当する。

したがって、これらの欄に記載することとされている情報については、条例第7条第6号の不開示情報に該当する。

また、実施機関は、「希望する研修等」欄の1行目の1文字目から4文字目まで、2行目の1文字目から5文字目まで、3行目の1文字目から11文字目まで及び4行目の1文字目から8文字目までについても不開示としているが、これは、職員が記入すべき項目について様式にあらかじめ印刷された文字であり、公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあると認められないことから、条例第7条第6号の不開示情報に該当しない。

(ウ) まとめ

以上のことから、本件自己申告書のうち、「希望する研修等」欄の1行目の1文字目から4文字目まで、2行目の1文字目から5文字目まで、3行目の1文字目から11文字目まで及び4行目の1文字目から8文字目までについては、条例第7条第2号及び第6号のいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 本件人事評価シート

(ア) 条例第7条第2号該当性について

実施機関は、生年月日、年齢、職員番号、「一次評価」欄、「二次評価」欄、「一次評価者所見」欄、「二次評価者所見」欄、「健康状況一次評価者記載」欄、「備考」欄、「一次評価者記載」欄及び「二次評価者記載」欄については、条例第7条第2号に該当すると主張している。

i 生年月日、年齢及び職員番号

生年月日及び年齢は、職員個人の私的な情報であることから、条例第7条第2号本文に掲げる「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」に該当する。

また、これらの情報は、公にする法令等の規定及び慣行もなく、公にすることが予定されている情報でもないので同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イに該当しない情報であることは明らかである。さらに、これらの情報は、職員に係る情報ではあるが、具体的な職務の遂行と直接の関連を有する情報ではなく、職員の個人情報として保護されるべき情報であることから、同号ただし書ウに該当しない情報である。

したがって、これらの情報については、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

また、職員番号については、アの(ア)のiで述べたとおり、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

ii 「一次評価」欄、「二次評価」欄、「一次評価者所見」欄、「二次評価者所見」欄、「健康状況一次評価者記載」欄、「備考」欄、「一次評価者記載」欄及び「二次評価者記載」欄

これらの情報は、本件職員に係る業務遂行面、人物面等についての評価に係る情報であることから、条例第7条第2号本文に掲げる「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」に該当する。

また、これらの情報は、公にされることを前提として記載されているとは認められず、同号ただし書アに規定する「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当しない。また、同号ただし書イに該当しない情報であることは明らかである。さらに、これらの情報は、職員に係る情報ではあるが、具体的な職務の遂行と直接の関連を有する情報ではなく、職員の個人情報として保護されるべき情報であることから、同号ただし書ウに該当しない情報である。

したがって、これらの情報については、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

(イ) 条例第7条第6号該当性について

実施機関は、一次評価者及び二次評価者の所属・職及び氏名、「一次評価」欄、「二次評価」欄、「一次評価者所見」欄、「二次評価者所見」欄、「健康状況一次評価者記載」欄、「備考」欄、「一次評価者記載」欄及び「二次評価者記載」欄については、条例第7条第6号に該当すると主張している。

i 一次評価者及び二次評価者の所属・職及び氏名

一次評価者及び二次評価者は、本件人事評価シートに記載した実施機関の職員である。

当該職員は、本件職員に対して管理監督的地位にある職員であり、人事評価が管理監督的地位にある職員の職務に属することは、その職務の性質上自明であることから、評価者の氏名が明らかにされることにより、当該職務に支障を及ぼすとは認められない。

また、人事評価シートの一次評価者及び二次評価者は、あらかじめ定められており、所属における判断によって定められるものではない。さらに、一次評価者及び二次評価者の所属・職及び氏名が秘匿されるべき情報として扱われている状況は認められない。

これらのことから、一次評価者及び二次評価者の所属・職及び氏名は、公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあると認められないことから、条例第7条第6号の不開示情報に該当しない。

- ii 「一次評価」欄、「二次評価」欄、「一次評価者所見」欄、「二次評価者所見」欄、「健康状況一次評価者記載」欄、「備考」欄、「一次評価者記載」欄及び「二次評価者記載」欄

これらの情報は、実施機関が保有する人事管理に係る情報であり、実施機関の事務又は事業に関する情報であることから、条例第7条第6号前段に掲げる情報に該当する。

また、これらの情報が公にされることが前提となると、評価者が被評価者の反応を意識し、評価を率直に記載することをちゅうちょする等の状況が生じ、実施機関において職員の能力、資質等を的確に把握することが困難になることが考えられることから、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあると認められ、これらの情報は、条例第7条第6号後段に掲げる情報に該当する。

したがって、これらの情報については、条例第7条第6号の不開示情報に該当する。

- (ウ) まとめ

以上のことから、本件人事評価シートのうち、一次評価者及び二次評価者の所属・職及び氏名については、条例第7条第6号の不開示情報に該当せず、開示すべきである。

### 3 異議申立人の主張について

異議申立人は、異議申立書等において、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものでない。

## 2 事案の経緯

① 開示請求	平成23年	5月16日		
② 決定	平成24年	4月9日	付けで一部開示決定	
③ 異議申立て	平成24年	5月18日		
④ 諮問	平成24年	5月24日		
⑤ 経過	平成25年	3月14日	第162回審査会	審議
	平成25年	5月16日	第163回審査会	審議
	平成25年	6月25日	第164回審査会	審議